

歴史的・文化的資産を活用したみどりの整備・保全・管理について

平成18年11月30日
国土交通省

目次

1. 歴史的・文化的資産を活用したみどりの整備・保全・管理事例
 - 1 - 1 歴史的・文化的資産と一体となった都市公園
 - 1 - 2 特別緑地保全地区等による歴史的・文化的資産の保全
2. 歴史的・文化的資産の保全・活用に向けた近年の動向
 - 2 - 1 観光資源等としての歴史的・文化的資産の評価
 - 2 - 2 都市再生、地域再生、観光立国行動計画等
 - 2 - 3 景観緑三法
 - 2 - 4 歴史的風土部会における議論(古都保存行政の理念の全国展開小委員会)
3. 歴史的・文化的資産をめぐる最近の状況

1 . 歴史的・文化的資産を活用したみどりの整備・保全・管理事例

1 - 1 歴史的・文化的資産と一体となった都市公園

歴史的・文化的資産と一体となった都市公園の実績 (H18年10月末現在)

姫路城(国宝)、吉野ヶ里遺跡(特別史跡)など、歴史的・文化的資産と一体となった都市公園は全国で600箇所以上のぼる。

(単位:箇所、ha)

区分	箇所	供用面積	歴史的資産の面積
国指定文化財等を保全・活用した公園	316	5,596	5,558
都道府県指定文化財等を保全・活用した公園	156	1,379	592
市町村指定文化財等を保全・活用した公園	204	1,494	418
合計	676	8,469	6,568
全国の都市公園	91,663	109,178	



写真: 吉野ヶ里遺跡の遺構をもとに主祭殿、物見櫓、竪穴建物・高床倉庫などを復元

国営吉野ヶ里歴史公園
 (佐賀県神埼市・神埼郡吉野ヶ里町)
 ・公園種別: 国営公園
 ・計画面積: 54ha (国営公園区域)
 ・文化財: 吉野ヶ里遺跡 (国指定特別史跡 佐賀県指定史跡)

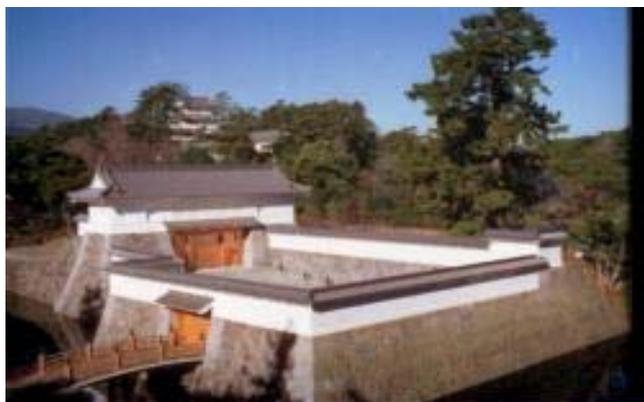
注1: 歴史・文化的資産は、都市公園に隣接する建造物など公園施設以外のものも含む

注2: 全国の都市公園の箇所数等はH18年3月末現在

出典: 国土交通省調べ

出典: 国土交通省

城址を保存・活用した都市公園整備の事例



写真上：復元された天守閣

写真下：復元された銅門

小田原城址公園（小田原市）

- ・公園種別：総合公園
- ・計画面積：34.4ha
- ・文化財：小田原城址（国指定史跡）

出典：小田原市ホームページ



写真上：仙台城本丸跡

写真左下：茶室（残月亭）

写真右下：本丸跡北辺石垣

青葉山公園（仙台市）

- ・公園種別：総合公園
- ・計画面積：50.3ha
- ・文化財：仙台城址（国指定史跡）

出典：仙台市より資料提供

庭園を保存・活用した都市公園整備の事例



六義園（東京都文京区）

- ・公園種別：特殊公園
- ・計画面積：10.1ha
- ・文化財：六義園（国指定特別名勝）

出典：東京都ホームページ

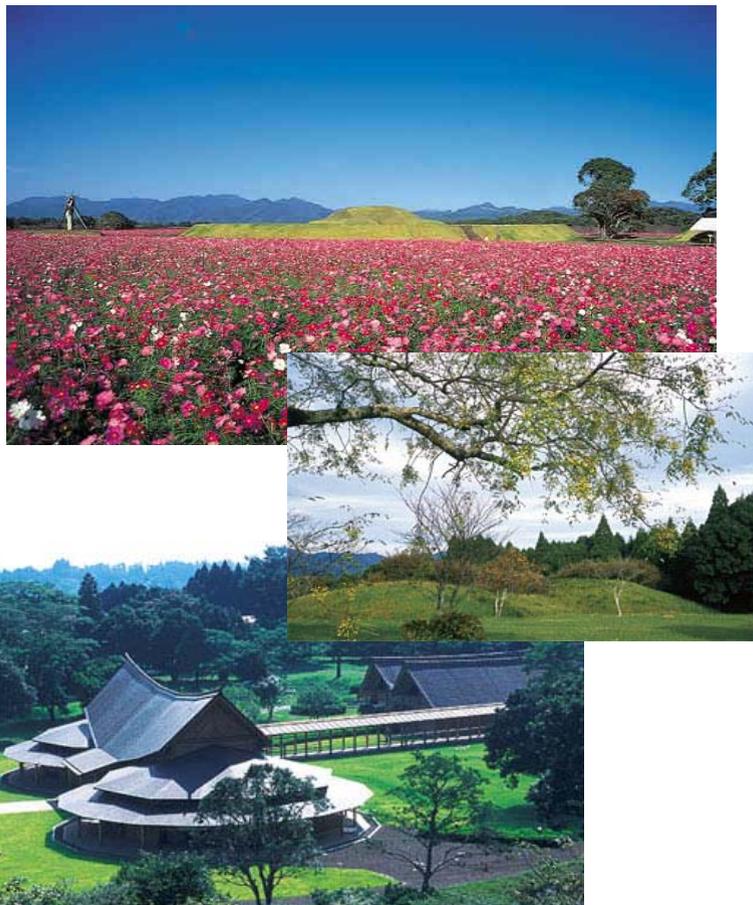


見晴公園（函館市）

- ・公園種別：総合公園
- ・計画面積：46.1ha
- ・文化財：旧岩船氏庭園（香雪園）（国指定名勝）

出典：函館市より資料提供

古墳を保存・活用した都市公園整備の事例



特別史跡公園西都原古墳群（宮崎県）

- ・公園種別：特殊公園
- ・計画面積：68.5ha
- ・文化財：西都原古墳群（国指定特別史跡）

出典：宮崎県ホームページ



大仙公園（堺市）

- ・公園種別：総合公園
- ・計画面積：81.1ha
- ・文化財：長塚古墳等（国指定史跡）

出典：堺市ホームページ及び堺市より資料提供

その他の文化財を保存・活用した都市公園整備の事例



中島公園（札幌市）

・公園種別：総合公園

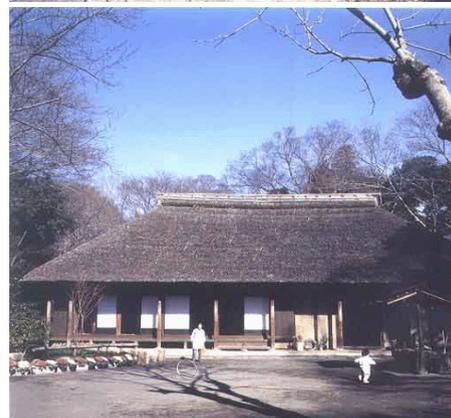
・計画面積：23.6ha

・文化財：豊平館（国指定重要文化財）

出典：札幌市より資料提供



旧大岡家
長屋門



旧安西家
住宅主屋

長屋門公園（横浜市）

・公園種別：近隣公園

・計画面積：3.5ha

・文化財：旧大岡家長屋門、旧安西家住宅主屋
（横浜市認定歴史的建造物）

出典：横浜市より資料提供

文化財を保存・活用した都市公園事業の事例が多い理由

歴史的・文化的資産を保存・活用した都市公園事業の事例が多い理由は、歴史的・文化的資産の周辺を都市公園として用地取得することにより保存策の強化が図られる（バッファゾーンの形成）、歴史的・文化的資産の周辺環境整備に造園的手法が適している、国民一般の利用を前提とした管理法体系と組織を有している、等が挙げられる。

歴史的・文化的資産の周辺を都市公園として用地取得することにより保存策の強化が図られている事例



石舞台地区



高松塚周辺地区



甘樫丘地区

国営飛鳥歴史公園（奈良県高市郡明日香村）

国営飛鳥歴史公園（旧国営公園）は、わが国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治・文化の中心であった飛鳥地方の歴史的風土及び文化財の保存・活用を図るため、昭和45年の閣議決定に基づき設置された。祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区及びキトラ古墳周辺地区の5地区（総面積61.4ha）からなり、文化財の保存強化とともに歴史的風土と調和した景観の形成を図っている。

公園種別：国営公園

計画面積：61.4ha

文化財：石舞台古墳(国指定特別史跡)、高松塚古墳(国指定特別史跡、壁画は国宝)、キトラ古墳(国指定特別史跡)、中尾山古墳(国指定史跡)

出典：国営飛鳥歴史公園ホームページ、公園緑地管理財団ホームページ



わが国最大の円墳である丸墓山古墳



金錯銘鉄剣が出土した稲荷山古墳

さきたま古墳公園(埼玉県行田市)

さきたま古墳公園は、5世紀の終わりから7世紀の初め頃までにつくられた9基の大型古墳が群集し国の史跡に指定されている「埼玉(さきたま)古墳群」を含む97haについて、県立都市公園として用地取得し整備を進めている。

- ・公園種別 : 広域公園
- ・計画面積 : 97ha
- ・文化財 : 埼玉古墳群(国指定史跡)



古墳群周辺を都市公園として用地取得し、保存・活用を図っている

出典 : 埼玉県ホームページ、埼玉県立さきたま史跡の博物館ホームページ

歴史的・文化的資産の周辺環境整備に造園的手法を施している事例



吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神埼市、神埼郡吉野ヶ里町）

吉野ヶ里歴史公園は、国の特別史跡指定区域（約22ha）と佐賀県史跡指定区域（約28ha）を含み、吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るために設置された約54haの国営公園区域と、遺跡周辺の自然環境を保全しつつ、国営公園区域と一帯となった整備を行う約63haの県立公園区域から構成されている。

整備にあたっては、周遊する園路整備と植栽による非日常的空間の演出により、一般の来園者が楽しみながら歴史遺産を体感できるよう造園的な手法が施されている。また、古代生活を体験できる様々なプログラムが用意されている。

公園種別：国営公園

計画面積：54ha（国営公園区域）

文化財：吉野ヶ里遺跡(国指定特別史跡、佐賀県指定史跡)



土舗装による北内郭内の広場



北内郭を望む園地の整備

出典：国営吉野ヶ里公園ホームページ・パンフレット、公園管理財団ホームページ



登呂公園（静岡県静岡市）

登呂公園は、国の特別史跡に指定された登呂遺跡を含む特殊公園として整備されている。遺構を巡る園路整備、弥生時代の水田や照葉樹の森の再現など、一般の来園者が弥生時代を体感できるよう造園的手法による周辺環境整備が施されている。また、弥生時代の農耕文化を体験できる田植え等のプログラムが用意されている。

公園種別：特殊公園

計画面積：5.8ha

文化財：登呂遺跡(国指定特別史跡)

出典：登呂博物館ホームページ及び静岡市より資料提供

国民一般の利用を前提とした管理法体系と組織を有している事例



集会所として貸し出されている涼亭

清澄庭園（東京都江東区）

清澄庭園は、明治の庭園を代表する「回遊式林泉庭園」であり、都立公園として、東京都公園協会により管理・運営されている。庭園は一般開放されており、庭園内の涼亭は集会所として有料で貸し出されている。

公園種別：特殊公園

計画面積：9.7ha

文化財：清澄庭園（東京都指定名勝）

出典：東京都公園緑地協会ホームページ



ブラフ18番館



外交官の家

山手イタリア山公園（横浜市）

横浜市の山手イタリア山公園は、面積約1.3haの近隣公園として庭園的に整備され、国の重要文化財「外交官の家」及び横浜市認定歴史的建造物「ブラフ18番館」を移築し、保存・活用を図っている。管理は市の外郭団体である（財）横浜市緑の協会が実施しており、喫茶コーナーの運営や各種イベントを開催するなど、来園者に好評を得ている。

公園種別：近隣公園

計画面積：1.3ha

文化財：外交官の家（国指定重要文化財）、ブラフ18番館（横浜市認定歴史的建造物）

出典：横浜市より資料提供

1 - 2 特別緑地保全地区等による歴史的・文化的資産の保全

特別緑地保全地区による歴史的建造物等と一体となった緑地の保全

神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承や風俗習慣と結びついて地域の伝統的・文化的意義を有する都市計画区域内の緑地について、都市計画に特別緑地保全地区を定めることにより、現状凍結的な保全が図られている。

都市緑地法（昭和48年法律第72号）

（特別緑地保全地区に関する都市計画）

第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

イ．風致又は景観が優れていること

ロ．動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

指定要件別面積（H17.3.31現在）

指定要件	地区数	面積(ha)
1号	20	152.00
2号	117	305.60
3号	188	1,308.02
合計	325	1,765.62



相模原近郊緑地特別保全地区（市登録有形文化財「畑地かんがい用水大野線」） 相模原市ホームページ



熱田神宮特別緑地保全地区
(愛知県名古屋市)



狛江弁財天池特別緑地保全地区
(東京都狛江市)



小沢城址特別緑地保全地区
(神奈川県川崎市)

(参考) 古都保存法(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)に基づく歴史的風土の保存

京都、奈良、鎌倉など全国10都市については、古都保存法に基づき、歴史的な建造物や遺跡等とそれらを取り巻く山丘や樹林地等が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況を「歴史的風土」と定義し、都市計画に歴史的風土特別保存地区を指定することにより、現状凍結的な保存が図られている。

< 古都保存法による歴史的風土の定義 >

法の目的

わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき古都における歴史的風土を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与(古都保存法第1条)

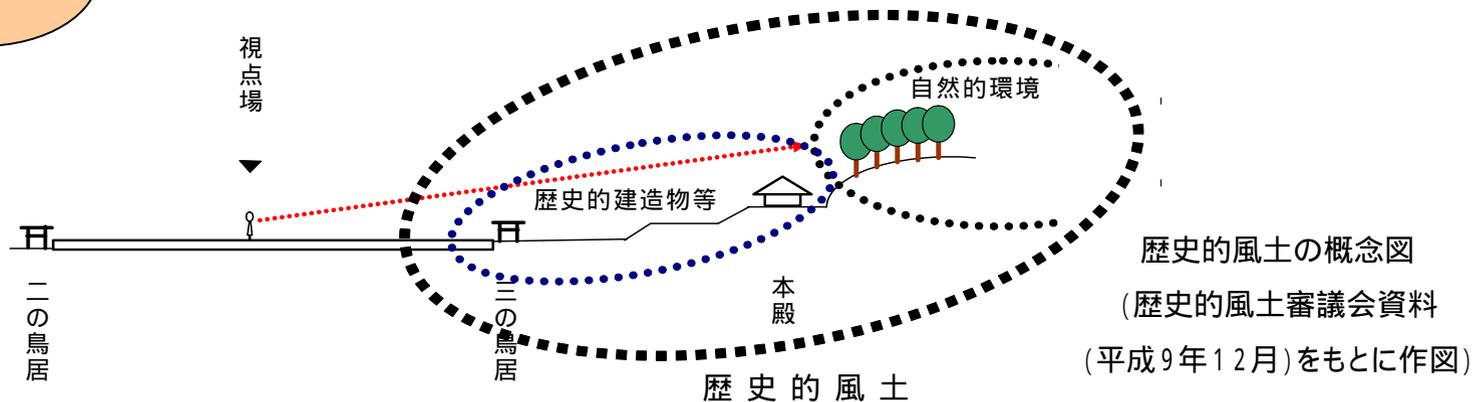
古都

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村

京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市の10市町村

歴史的風土

古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう

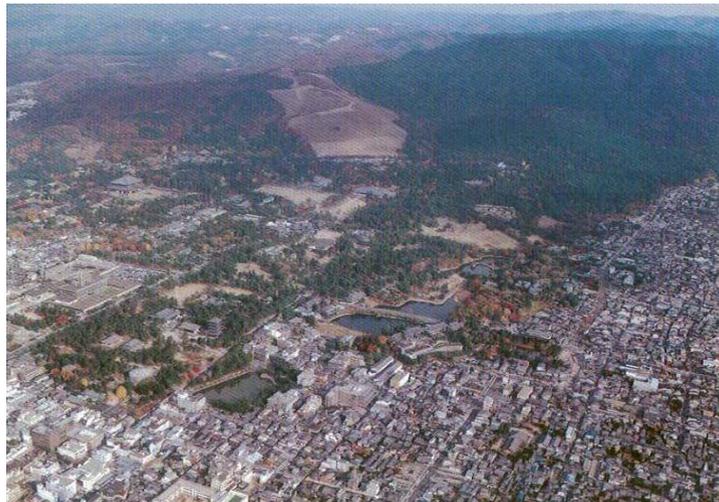




双ヶ岡歴史的風土特別保存地区（京都市）



明日香村歴史的風土保存地区（奈良県明日香村）



春日山歴史的風土特別保存地区（奈良県奈良市）



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域

2 . 歴史的・文化的資産の保全・活用に向けた近年の動向

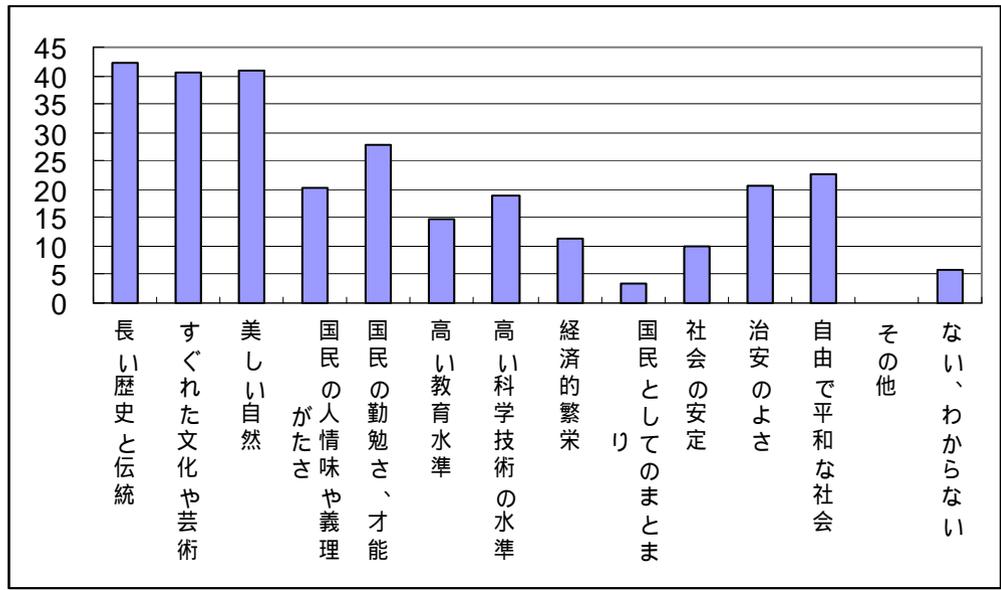
2 - 1 観光資源等としての歴史的・文化的資産の評価

社会意識に関する世論調査

社会意識に関する世論調査では、「日本の国や国民について、誇りに思うことは何か」との質問に対し、「長い歴史と伝統」「美しい自然」「すぐれた文化や芸術」が上位3位を占めており、いずれも回答数の4割を超えている（複数回答可）。

「日本の誇り」に関する質問に対する回答

項目	%
長い歴史と伝統	42.4
すぐれた文化や芸術	40.4
美しい自然	41
国民の人情味や義理がたさ	20.4
国民の勤勉さ、才能	27.9
高い教育水準	14.6
高い科学技術の水準	18.8
経済的繁栄	11.4
国民としてのまとまり	3.6
社会の安定	9.8
治安のよさ	20.6
自由で平和な社会	22.7
その他	0.1
ない、わからない	5.9



調査対象：全国の20歳以上の10,000名
 調査時期：平成18年1月26日～3月21日

出典：内閣府政府広報室（2006.5）「社会意識に関する世論調査」

観光立国に関する世論調査

観光立国に関する世論調査では「どのような魅力が「日本ブランド」であると思うか」との質問に対し、「神社、仏閣など歴史的建造物や街並み」「海、山、川、里山などの自然環境」「伝統芸能や祭り、伝統産業」が上位3位を占めている。

<海外に発信すべき日本ブランド>

(どのような魅力が「日本ブランド」であると思うか?)

(イ) 神社、仏閣など歴史的建造物や街並み

(ロ) 海、山、川、里山などの自然環境

(ハ) 伝統芸能や祭り、伝統産業

(ニ) 日本人のもてなしの心などの国民性

(ホ) 大相撲、武道など伝統的なスポーツ

(ヘ) すし、天ぷらなど日本の食文化

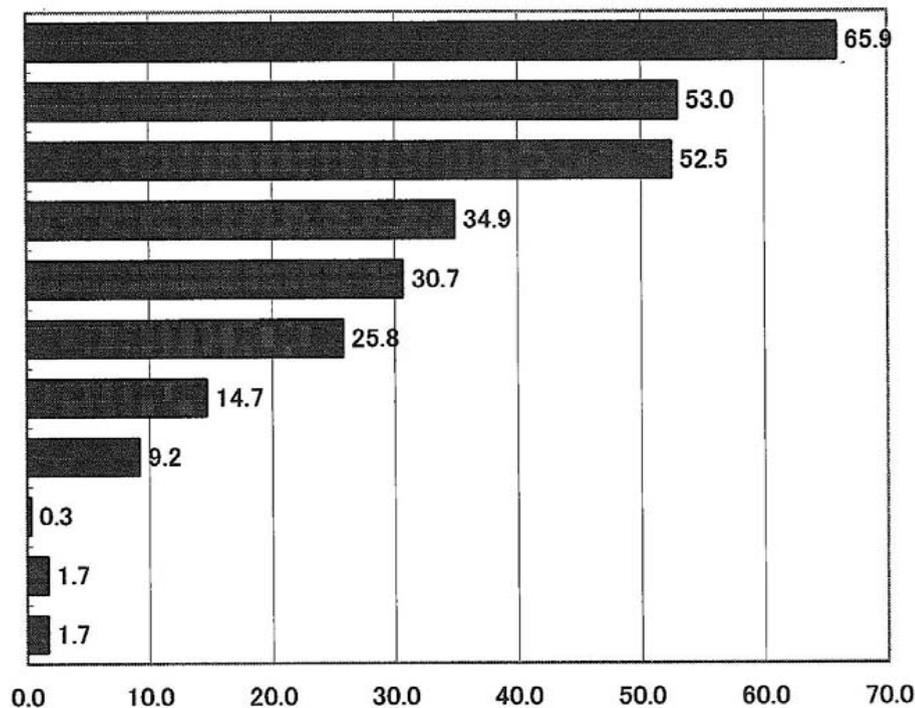
(コ) 近代的な都市文化

(ク) ポップミュージックやアニメなど新しい文化

その他

特になし

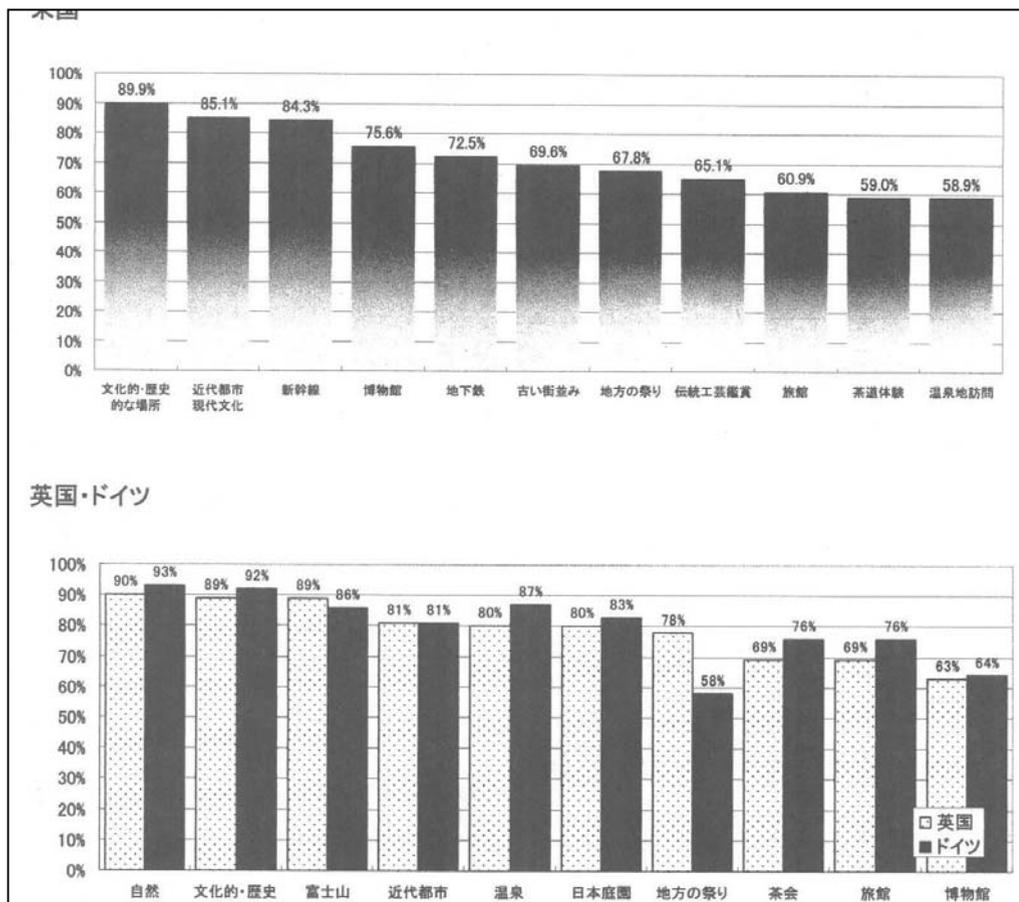
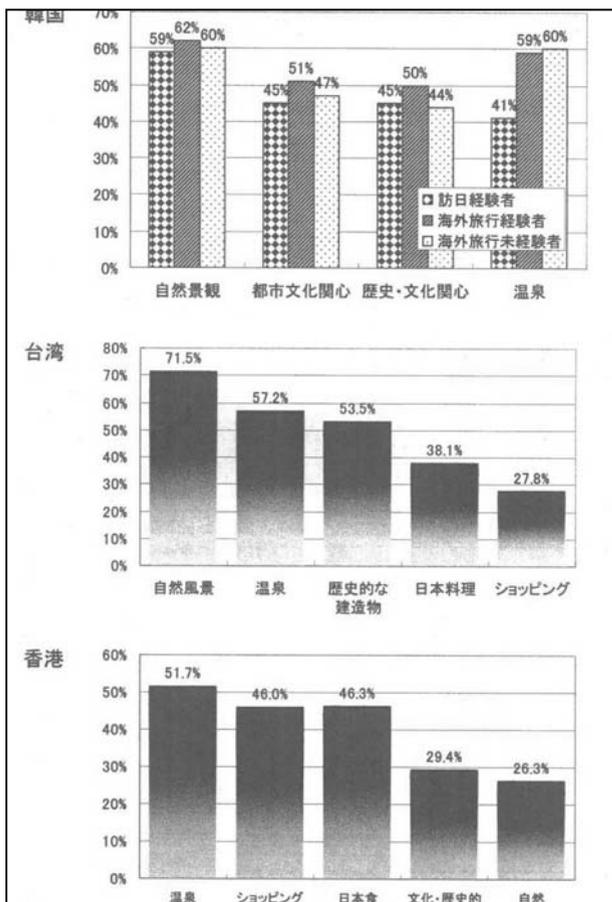
わからない



出典：内閣府政府広報室（2004.6）「観光立国に関する特別世論調査」

外国人から見た日本の魅力

外国人から見た日本の魅力に関する調査では、アジア諸国からの来訪者は日本の自然景観や温泉に、欧米諸国からの来訪者は日本の文化的・歴史的な場所に興味を有している傾向にある。



出典：社団法人 経済同友会（2006.4） 「訪日動機調査」

2 - 2 都市再生・地域再生・観光立国行動計画等

都市再生

都市再生プロジェクト（第三次決定）（平成13年12月4日都市再生本部決定）において、これまでに蓄積された都市資産の価値を的確に評価し、将来に活かす取り組みの一つとして、町屋等の再生・活用に向けた取り組み強化が位置づけられた。

<都市再生プロジェクト(第三次決定)抜粋>

・密集市街地の緊急整備

(省略)

・都市における既存ストックの活用

都市再生に取り組むにあたって、これまでに蓄積された都市資産の価値を的確に評価し、これを将来に向けて大切に活かしていくことを基本とし、多面的な取り組みを展開する。

(1) 既存の建築物について、都市住民や時代の要請に応えていけるよう、長期間にわたって活用を促すしくみを整備する。

1～2 省略

3. 京町家をはじめとする都市の中心市街地の建築物について、伝統的な外観の継承や居住性の向上を図りつつ、再生・活用に向けた取り組みを強化する。

(2)～(5)省略

・大都市圏における都市環境インフラの再生

(省略)

<歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会>

平成15年1月、先進的な地方公共団体と関係省庁により組織化。共通する制度的課題を解決し、総合的取り組みにより日本固有の文化の維持・継承とそれらの利活用による地域の活性化を目的。

(協議会メンバー)

内閣官房都市再生本部事務局、総務省、文化庁、経済産業省、国土交通省、函館市、会津若松市、佐原市、金沢市、古川町、犬山市、京都市、奈良市、萩市、内子町、臼杵市

報告骨子(平成15年6月都市再生本部報告)

伝統的建造物群保存地区制度の活用

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

屋外広告物規制の見直し

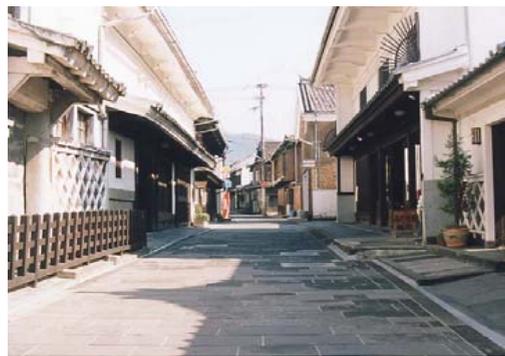
電線類の地中化の推進

街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

安全な歩行者空間確保のための施策の推進

地域活性化のための既存ストックの活用

歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり



大分県臼杵市

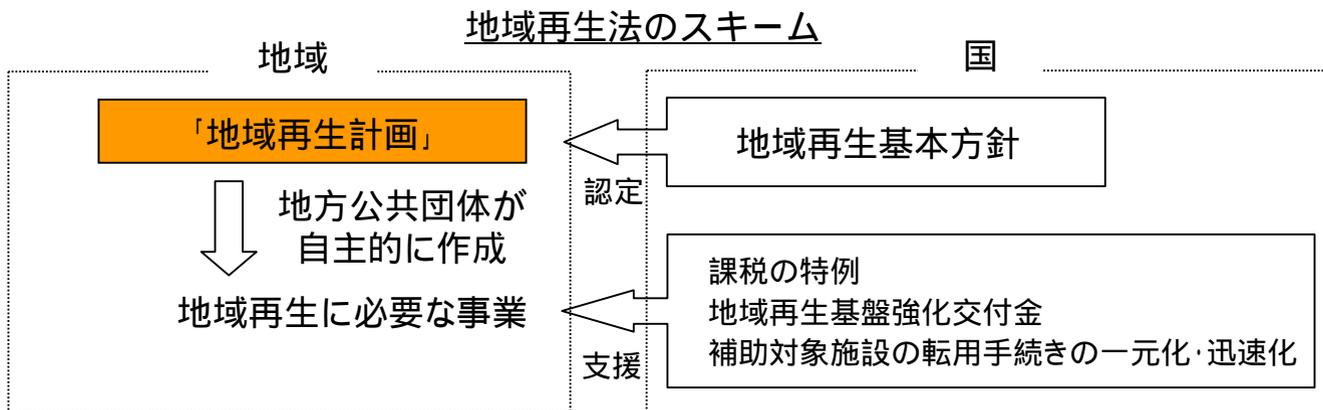


石川県金沢市

地域再生

地域の特性を活かしたまちづくりの実現には、地域の歴史的・文化的資産の保全・活用が大きな柱となっており、全国各地において歴史や文化を活かしたまちづくりに関する様々な取組みが活発化している。地域再生法に基づく内閣総理大臣認定計画においても、地域の歴史・文化を活用した取組みを行う計画は多数に上っている。

<地域再生法に基づく地方の自主的な取組の支援>



地域再生計画 第1回認定

「悠久の歴史を大切にしたい快適なまちづくり計画」三重県亀山市

江戸時代に宿場町として賑わった歴史文化を継承したまちづくりを推進。交付金を活用し、伝統的建造物の修理や散策拠点施設の整備を促進している。

観光立国行動計画（観光立国関係閣僚会議、平成15年7月）

観光立国実現の戦略の柱の一つとして、日本の自然、文化、伝統、生活などが織り成す魅力を海外に効果的に発信するため、地域の歴史的・文化的・自然的資産を保全・活用し、地域の観光振興の拠点となる都市公園の整備を推進している。



国営沖縄記念公園 首里城公園（沖縄県那覇市）

写真：国営沖縄記念公園ホームページ



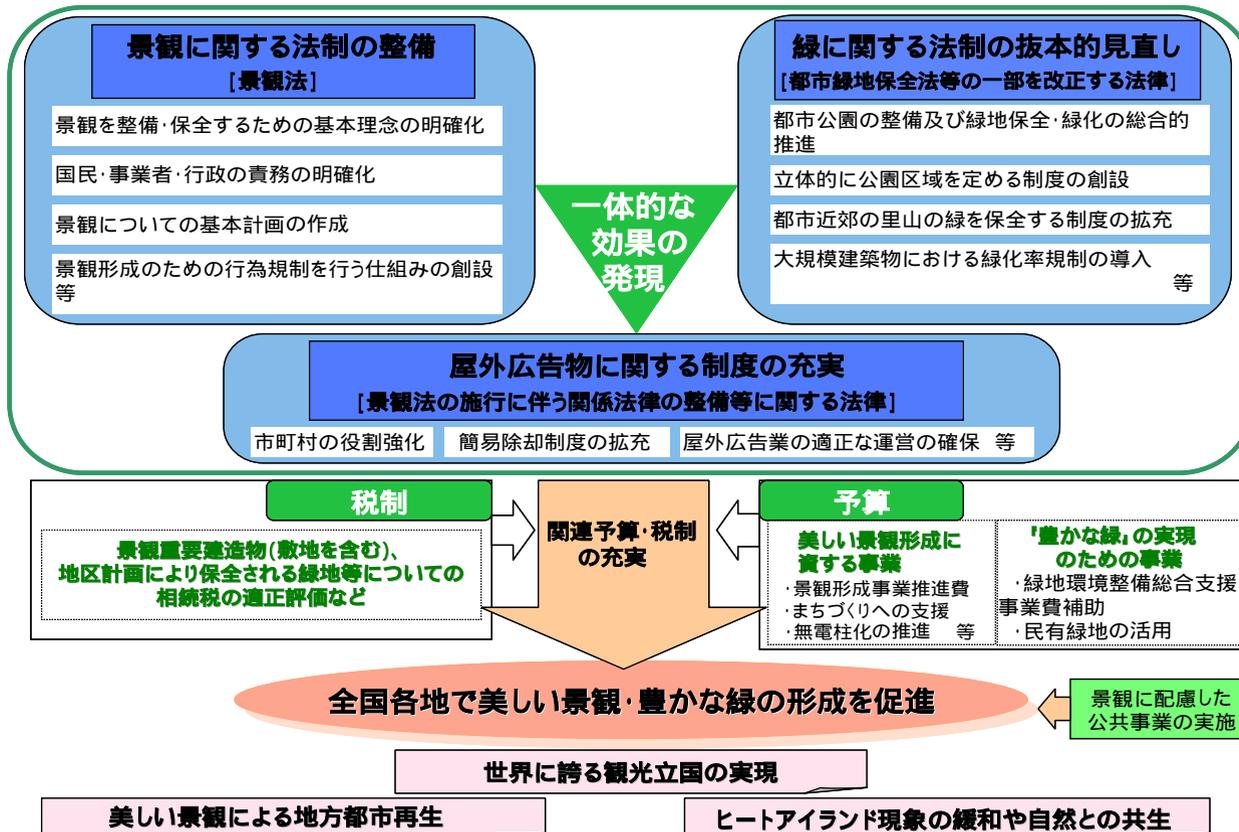
金沢城公園（石川県金沢市）

都市公園事業による城址の復元
（金沢城菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓）

2 - 3 景観緑三法

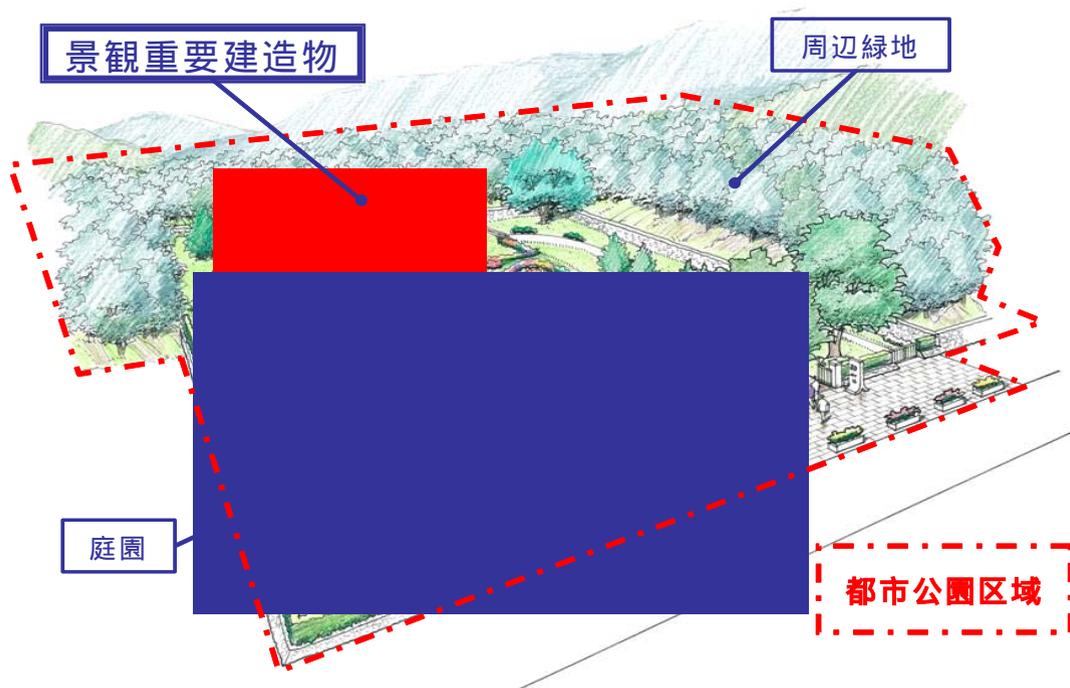
景観緑三法の制定

経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化を背景とした個性ある美しいまちなみや良好な景観に対する関心の高まりに対応し、「美しい国づくり政策大綱」（平成15年7月国土交通省決定）、「観光立国行動計画」（平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定）の策定を経て、平成16年には、いわゆる景観緑三法が制定された。



都市公園の建ぺい率制限見直しによる歴史的・文化的資産の保全・活用

景観緑三法の一つである都市公園法改正では、様々な改正事項の一つとして、地域の観光拠点となる都市公園整備を推進するため、歴史的建造物と園地を一体として都市公園として保存・活用が図れるよう、一定要件を満たす場合に、公園敷地面積の100分の20を限度として都市公園法第4条に規定する建ぺい率（2%）を超えることができる特例が設けられた。



国指定文化財や景観重要建造物などに指定された建築物については公園敷地面積の20%まで設置することが可能
(平成16年都市公園法施行令改正にて措置)

したがって、都市公園法第4条に規定する建ぺい率2%とあわせ合計22%まで許容される。

2 - 4 歴史的風土部会における議論（古都保存行政の理念の全国展開小委員会）

古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告における指摘

古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告(平成18年6月23日)では、長い歴史と伝統を有し豊かな自然に恵まれたわが国では優れた歴史的な風土を今に伝える都市は数多く、歴史的な風土を、国民が共感できる美しさの源、日本人の精神的よりどころとして次世代に継承すべき国民共有の資産であるとの指摘がなされている。

古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告(抜粋)

1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性

(省略)

2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題

(1) 歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

(前略) 一方、古都を含め、歴史都市の市街地には様々な歴史的・文化的資産が残されており、明日香村のように、全村にわたって歴史的風土を維持するための方策が講じられているなど、制度的対応等が図られているものは現状が維持されているが、それ以外にあっては、時間の経過とともに急速に失われつつあるほか、当該資産の近傍において、開発等により周囲の自然的環境が失われたり、不調和な建築物の建築が行われ、歴史的な風土が損なわれているところもある。

また近年、明治、大正、昭和など近代に成立した歴史的・文化的資産に対する国民の価値認識も高まっており、当該資産の成立時期の広がりに応じ、歴史的な風土と認識されるべき対象範囲も拡大しつつある。

人口減少社会を迎えて、今後、都市間競争の激化が見込まれ、特色ある地域づくりが一層求められる中で、残された歴史的・文化的資産や歴史的な風土の保存・継承が当該都市全体の資産として活かされるよう、景観緑三法の活用を含め、総合的な観点からの取組みを強化する必要がある。

3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて

(1) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

(省略)

(2) 歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

(前略) このため、歴史的な風土の核となる歴史的建造物等や自然的環境は厳格に維持保存しつつ、持続可能な住民生活が営まれるよう、「環境」、「産業」、「福祉」など生活を支える各種施策と連携を図りながら、関連事業制度の活用等により、歴史的・文化的資産の修繕、復元・整備等、新たな価値の創出を図ることも必要である。

また、併せて、都市公園事業等の活用により、歴史的・文化的資産の防災性の向上や、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出を図ることも必要である。さらに、これらを実施する上で前提となる伝統的技術の継承とともに、工法、材料の開発、技術者、職人の育成等技術力の向上を図ることが必要である。

3 . 歴史的・文化的資産をめぐる最近の状況

歴史的・文化的資産の保存・活用の取り組み

都市に残る歴史的・文化的資産を活用した地域づくりを進めるためには、住民や事業者との対話を通じ相互理解を深めつつ、地域のまちづくりの方向性を明確に示すとともに、既存制度の総合的活用を図りつつ、実現を図る必要がある。



イギリス館



ベーリックホール

< 都市公園による保存・活用 >

山手西洋館（神奈川県横浜市）

横浜市が所有する7棟の西洋館は、「港の見える丘公園」「山手イタリア山公園」「元町公園」に設置・保存され、庭園とともに一般公開（平成16年度来館者約68万人）されている。

出展：横浜市ホームページ、（財）横浜市緑の協会ホームページ



< 特別緑地保全地区と都市公園による保存・活用 >

加賀屋新田会所跡（大阪府大阪市）
総面積約0.5haに及ぶ敷地内には「鳳鳴亭」と称する数寄屋風の建物が現存。庭は小堀遠州流の築山林泉式庭園であり、大阪名園の一つに数えられている。

特別緑地保全地区に指定後、市が買収を行い都市公園として保存活用を図っている。

名称：加賀屋緑地
面積：0.5ha



< 特別緑地保全地区による保存・活用 >

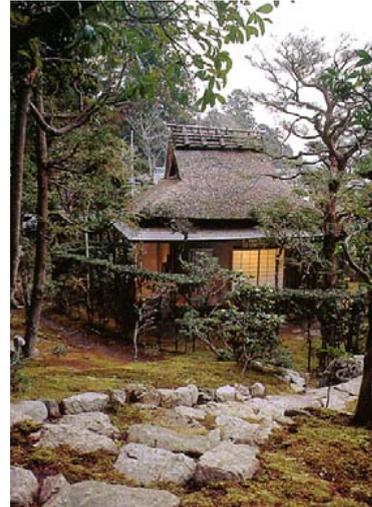
旧松本健次郎邸（福岡県北九州市）

旧松本健次郎邸は昭和47年に国の重要文化財に指定され、その一帯は庭園を中心とした良好な自然的環境が形成されている。伝統的及び文化的意義を有した緑地として、緑地保全地区（現 特別緑地保全地区）に指定された。

名称：夜宮特別緑地保全地区

都市計画決定：昭和49年8月

面積：1.3ha



< 重要伝統的建造物群保存地区による保存・活用 >

旧竹林院庭園（滋賀県大津市）

比叡山の麓にある大津市坂本は、門前町として栄え、一帯は国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。

地区内にある旧竹林院庭園は、国の名勝に指定されている。主屋の南西に約3,000㎡の庭園が広がり、大正時代に建てられた茶室と四阿が現存。

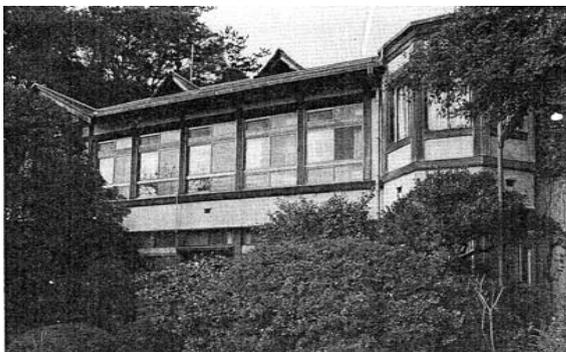
名称：大津市坂本重要伝統的建造物群保存地区

都市計画決定：平成9年4月

面積：28.7ha

歴史的・文化的資産の消失の危機と新たな取り組み

依然として、都市部に残る歴史的・文化的価値の高い建造物や庭園などの資産は、都市化の進展や高齢化等による維持管理の困難性などにより減少が続いている。特に近年は、大企業や銀行、個人資産家等により保有されていた歴史的建造物や庭園等が、低迷する経済状況の中で所有しつづけていくことが困難となり、他用途に転用され消失する事例が現れている。一方、歴史的建造物と周辺緑地の保全を都市公園として一体的に保存・活用する事例など、地方公共団体による地道な取り組みの動きもある。



市民による熱心な保存活動にもかかわらず失われた大磯町の旧三井守之助別荘



大磯町西小磯の「旧吉田茂邸」の保存問題で、神奈川県は、県立都市公園として民間企業より土地を買い取り、保存・活用する方針を明らかにした。

平成18年9月26日 神奈川新聞 抜粋

